様式第１号（第９関係）

意見検討結果一覧表

（案名：大規模事業再評価についての意見募集
　　　　対象事業：馬淵川広域河川改修事業（二戸市、八幡平市、一戸町）

番　号	意　見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	計画案を見ましたが、1回だけ開催された河川改修計画の内容と変わらない。特に万代橋から中田橋の間で西側だけ改修する案であるが西側だけを改修すれば当然東側に影響が出ると思われるが影響評価と対応策について伺いたい。 過去数回西側が氾濫したとき自宅敷地内に越水があり冠水があったが改修後は日常化することになるのか？ 過去に自宅敷地内が冠水した時の写真は、説明会の時担当者にお渡しししているが・・ 説明会での説明では川の流れは左右同じなので両方対策をしなければ改修した側の反対側に必ず影響が出ますとの説明がありました。 改修後の洪水時の影響評価を公開説明会の形で地域住民に公表してもらいたい。	本事業は、河川改修により、平成 18 年 10 月洪水及び平成 25 年９月洪水と同等規模の洪水(※)を安全に流下させ、家屋等の浸水被害の軽減を図る目的で計画しております。 本区間の改修については、河道を西側へ拡幅することにより、西側及び東側の家屋等の浸水被害の軽減を図るものです。 なお、河川改修による効果と事業の進捗状況については、今後も引き続き地域住民に向けて情報発信していきます。 (※)石切所地点で概ね 20 年から 30 年に 1 回程度発生する洪水規模に相当。	C（趣旨同一）
2	石切所地区付近、九戸城～二戸市役所周辺において、「急傾斜地危険区域」で家屋が密集している地域が存在している。果たして河川改修だけで良いのか。河川に面した土地には家屋を建てず（(移転対象)）とすべきではないだろうか。折爪断層による直下型地震動の影響や、今後の豪雨災害による急傾斜地の崩壊リスクを考慮すると、河道掘削工と並行して現在建っている家屋の移転補償を行い、リスク回避を図るべきと考える。	本事業は、河川改修により、平成 18 年 10 月洪水及び平成 25 年９月洪水と同等規模の洪水(※)を安全に流下させ、家屋等の浸水被害の軽減を図る目的で計画しています。 ご意見いただいた地域については、本事業において目標とする治水安全度を確保していることから、今回の整備区間の対象とはしておりません。 また、河川改修事業により急傾斜地の崩壊リスクを回避する対応は困難と考えております。 なお、県及び二戸市では、急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害特別警戒区域にあって、一定の条件を満たす場合、「がけ崩れ危険住宅移転促進支援制度」により、対象となる住宅の移転を支援しています。 (※)石切所地点で概ね 20 年から 30 年に 1 回程度発生する洪水規模に相当。	E（対応困難）

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区　分	内　容
Ａ（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
Ｂ（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
Ｃ（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
Ｄ（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
Ｅ（対応困難）	Ａ・Ｂ・Ｄの対応のいずれも困難であると考えられるもの
Ｆ（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）